

令和5年杉並区教育委員会規則（令和5年12月27日公布）

規則番号	題名
47	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月27日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第47号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第2項ただし書中「1年3月」を「1年6月」に改める。

第31条第1項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第31条第2項中「又は損壊した」を「若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改め、同条第3項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第35条第3項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「、第1項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第25条に規定する育児時間、改正後の規則第31条に規定する災害休暇及び改正後の規則第35条に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。